

会 議 録

会 議 名	令和7年度第3回東大和市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和8年1月19日（月） 午後1時15分
開 催 場 所	東大和市役所会議棟
出 席 者 氏 名	(1) 運営協議会委員 杉本 実、井澤 典子、内田 栄子、内野 恵、 山手 威人、荒殿 勝一郎、松岡 寛、尾崎 義美、 春山 泰毅、押本 修、中村 正経、末岡 弘 (2) 東大和市長：和地 仁美 (3) 健幸福祉部保険担当部長：関根 崇 (4) 保険年金課長：吾郷 真利 (5) 事務局（保険年金課） 北野係長、山田係長、後藤主事
議 題	日程第1 子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和 市国民健康保険税の税率等について（諮問） 日程第2 東大和市国民健康保険税の税率等について （協議） 日程第3 令和7年度東大和市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第2号）について 日程第4 その他
公開・非公開	公開
傍 聴 者 数	0人
発 言 の 内 容	別紙会議録のとおり

尾崎会長	<p>皆様こんにちは。本年もよろしくお願ひいたします。</p> <p>令和7年度第3回国民健康保険運営協議会の開催に当たりまして、事務局から委員の出欠状況について報告をお願ひします。</p>
吾郷課長	<p>本日の出席委員でございますが、委員総数17名中、出席委員は12名でございます。東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条の規定に基づきまして、委員定数の2分の1以上の出席があり、また各区分から1名以上の出席があることから、本日の会議は成立していることを報告させていただきます。以上でございます。</p>
尾崎会長	<p>ありがとうございました。それでは続きまして、議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、お手元にお配りしています資料により、議事を進めて参りたいと思います。</p> <p>「日程第1 子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等について(諮問)」でございます。よろしくお願ひします。</p>
和地市長	<p>東大和市国民健康保険運営協議会会長尾崎義美様、「子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等について」。このことについて、東大和市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会に別紙の事項について諮問いたします。よろしくお願ひいたします。</p>
尾崎会長	<p>それでは、諮問をしていただきました市長から一言ご挨拶をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
和地市長	<p>改めまして、皆様こんにちは。市長の和地でございます。本</p>

日は年始の大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、国民健康保険は国民皆保険を下支えする本当に大切な制度ではございますが、皆様が十分ご承知のとおり、少子高齢化の進展、また高齢化などによる医療費の増加が深刻な課題となっております。年々国民健康保険の構造的な課題が顕著になってきている状況でございます。東大和市におきましては、計画的にきちんと適正な保険税について皆様がご議論いただいたおかげにより、令和5年度に一般会計からの赤字補填繰入を解消し、現在に至るまで、そのような状況を維持することができております。皆様の懸命なご検討、またお力添えに改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

一方で、今後も市民の皆様が安心して医療を受けられるような国民健康保険制度を維持するには、適切な見直しについては引き続き行わなければならないと同時に、制度の安定的な運営を図ることも重要となっております。また、今諮問させていただきましたが、国において、子ども・子育て支援金制度が創設されまして、令和8年度から、各医療保険者は、子ども・子育て支援納付金を加入者から徴収することが決定いたしました。このような状況を踏まえ、今回、子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等について、皆様のご意見をいただきたく、諮問させていただく運びとなりました。委員の皆様におかれましては、負担の公平性を保ちながら、一方でこの制度が維持できるように、国保加入者の皆様の安心、それから医療への権利というものを確保していただけるような安定的な運営に向けて、それぞれの皆様のご分野から、知

<p>尾崎会長</p>	<p>見を持ち寄って意見交換をしていただければと思っております。本日の会議が建設的、かつ実り多い場となりますよう、是非とも忌憚の無いご意見をいただき、審議を進めていただきたいと願っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>結びに当たりまして、本年も皆様にお世話になることを改めて感謝を申し上げますとともに、皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。</p> <p>市長どうもありがとうございました。市長はこのあと、他の公務のために、ご退席されますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまの諮問の内容につきまして、部長から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>関根部長</p>	<p>先ほど、市長から諮問をさせていただいたこちらの内容につきまして、私からご説明を申し上げたいと思います。お手元に諮問書の写しをお配りしております。それでは説明させていただきます。「子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等について」でございます。</p> <p>1枚おめくりください。初めに、「1 諮問事項」についてです。2点、諮問事項がございます。まず、諮問の具体的内容となりますので、少しお時間いただき読み上げさせていただきます。</p> <p>まず、(1)としまして『子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割、被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割を東京都が定める市の標準保険料率と同値とする。また、令和9年度以降も同様の取扱いとする。』とするものです。こちらに表がありますが、こちらは令和8年度の税率等についてまと</p>

めたものです。所得割が0.30%、被保険者均等割1,813円、18歳以上被保険者均等割1,199円、これらの均等割の合計が1,932円となりますが、いずれの数値も東京都が定める東大和市の標準保険料率と同値とするものであります。

次に(2)になります。こちらは、『子ども・子育て支援納付金課税額に係る令和8年度の課税限度額を法定課税限度額と同額とし、令和9年度以降も当該年度の法定課税限度額と同額とする取扱いを行う。また、令和8年度の被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額(以下「軽減判定用基準額」という。)についても法定額と同額とし、令和9年度以降も当該年度の法定額と同額とする取扱いを行う。』とするものであります。

続きまして、「2 諮問理由」についてであります。まず、(1)の所得割、均等割の部分についてでございますが、先ほど市長からもありましたとおり、国の法改正により、令和8年度から全ての医療保険者が、新たに子ども・子育て支援納付金を拠出することになりました。国民健康保険におきましても、この納付金に充当するための財源が必要となることから、新たな課税区分として、子ども・子育て支援納付金課税額を設定することになります。この新たな課税額の税率等につきましては、東京都の方針として示されております国民健康保険法第82条の3の規定の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値である「市町村標準保険料率」を東大和市の保険料率として採用し、そのまま同じ値とすることについて協議会の意見を伺うものであります。次に、(2)の課税限度額と軽減判

<p>尾崎会長 吾郷課長</p>	<p>定用基準額ですけれども、こちらは負担能力に応じた適正な賦課が可能となるとともに、低所得者に対する国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大に寄与することから、東大和市において法定額と同額の改定を行うことについて協議会の意見を伺うものでございます。</p> <p>最後に、「3 改定時期」についてであります。この2つのいずれの内容につきましても、令和8年4月1日から改定するものでございます。</p> <p>諮問の内容としては以上であります。詳細につきましては、保険年金課長から、諮問資料を基にご説明を申し上げます。よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。それでは課長申し上げます。</p> <p>資料の「子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市民健康保険税の税率等について」をお手元にご用意ください。先ほど諮問内容について、部長から説明がありましたが、私からは、審議に当たりまして必要と考える、国保における現状等も踏まえて、ご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、1番目としまして、国民健康保険制度を取り巻く環境と動向についてです。資料は4ページをご覧ください。国保では、以前から構造的な課題が大きな問題となっております。</p> <p>1つ目としまして、被保険者の高齢化と低所得化です。被保険者の年齢層が高く、1人当たりの医療費水準が他の医療保険よりも高い、また、所得水準が低い被保険者が比較的多いような状況でございます。それによりまして、医療給付費が保険税収入等で賄えなくなりまして、2つ目としまして、財政の慢性的な赤字が発生しているような状況です。都内の多くの自治体</p>
----------------------	---

で、一般会計予算から国民健康保険事業特別会計予算へ、赤字の補填を行っているような状況でございます。また、こうした状況に加え、3点目としまして、近年、被用者保険の適用拡大によりまして、国保の被保険者は、年々減少傾向にあるような状況でございます。これらの構造的な課題に対処するために、矢印の下に示したとおり、平成30年度から、都道府県も国保の運営に関わりまして、財政運営の主体となることで、区市町村と共に国保の安定化に取り組んでいる状況でございます。

続いて、5ページ目をご覧ください。(1)の法定外繰入の状況についてです。東京都は令和5年度に約720億円の赤字がありました。これを埋めるために、一般会計の予算が使われており、全国の法定外繰入総額の約6割を東京都が占めているような状況であります。次に、(2)保険料の統一についてです。国が示した国保の保険料水準統一加速化プランの中では、令和15年度を目標に、遅くとも令和17年度までに、保険料の完全統一をする目標を示してございます。この意味するところは、同じ都道府県内で、同じ所得、同じ世帯構成であれば、保険料が同一になるというものでございます。それから(4)になりますが、近年の改正のトピックとしましては、昨年度はマイナ保険証への移行などが実施されました。それから(5)として、今回、子ども・子育て支援納付金の徴収が、令和8年4月から開始となります。これは、少子化対策の財源として、新たな課税区分「子ども・子育て支援納付金分」、いわゆる子ども分とありますが、これを保険税・保険料に上乗せして徴収するものです。今回は、その保険税率等について、諮問をさせていただきます。

続いて、7ページをご覧ください。ここからは東大和市の国保の現状についてご説明させていただきます。初めに、一般会計からの赤字補填繰入についてでございます。当市におきましては、令和5年度において、平成30年度時点で約5億8千万円あった赤字を解消しております。今現在においても赤字は発生していない状況です。2つ目に、東大和市の国保の世帯数、それから被保険者数についてです。こちらは被用者保険の適用拡大、また近年の団塊の世代の方が後期高齢者医療制度へ移行することにより、表のとおり年々減少を続けているような状況でございます。

続いて、8ページ目になります。市の保険税率等についてです。当市は国保財政健全化計画に基づきまして、平成30年度から令和5年度まで、毎年度税率を改定してきました。令和5年度に赤字補填繰入を解消してからは、税率を据え置きとしている状況でございます。それから2つ目の表、東京都が示す標準保険料率についてです。令和3年度から令和6年度までは概ね上昇の傾向でありましたが、近年、被保険者の減少に伴って医療費の総額も減少しておりまして、令和7年度においては、標準保険料率は下がっている状況でございます。

9ページ目をご覧ください。東大和市の国民健康保険事業費納付金についてです。こちらは東京都に納める納付金ではありますが、令和5年度までは概ね上昇しているような傾向でしたが、それ以降は、被保険者の減少とともに納付金についても減少をしているような傾向でございます。

続いて、10ページ目をご覧ください。こちらは市の国民健康保険事業運営基金についてです。平成31年度以降、毎年度、

市独自減免などの施策を補填するための財源として、基金を活用し、予算を編成しております。赤字解消後におきましては、国保の健全な運営のために、基金を活用して税率等を据え置いている状況であります。そうしたことから、近年は減少の傾向となっております。

11 ページ目をご覧ください。保険税の収納率についてです。現年課税分の収納率につきましては、約97%と高い税率を維持している状況です。収納率の向上に向けて、納付書払い、口座振替払いに加えまして、近年にはクレジットカード払い、バーコード決済など、様々な支払方法を設けて実施しております。委託業者による定期的な電話催告などの取組の効果もあり、収納率を高い率で維持できている状況でございます。

続きまして、12 ページをご覧ください。東大和市の医療給付費についてであります。医療給付費の総額につきましては、被保険者数の減少度合いによって増減が生じております。一方で1人当たりの医療給付費は、被保険者の高齢化や医療の高度化によって、増額傾向にあります。

続いて、13 ページをご覧ください。市ではこうした医療費を抑制する取組としまして、レセプトデータを活用した保健事業等を実施しているところでございます。こうした医療費の適正化に係る取組、先ほどご説明した収納率の関係の取組についての評価として交付される保険者努力支援制度による交付金がございます。その取組評価実績につきましては、令和4年度から令和6年度にかけて、東京都内62市区町村中、最上位という結果でありました。

次になりますが、今回の諮問に直接関係する、子ども・子育て

て支援納付金について、最後にご説明をさせていただきます。

15ページをご覧ください。子ども・子育て支援金制度は、子ども未来戦略の「加速化プラン」の施策を実行するために、全世代から支援金を拠出し、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みということで創設されました。詳細としましては、下段に示してございますが、医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に、子ども・子育て支援金分を含めることや、国への納付金については、令和8年度から令和10年度に掛けて段階的に引き上げられることが示されています。

16ページをご覧ください。基本的な制度設計についてです。まず、番号1になります。参考といたしまして、今ご説明しましたとおり、令和8年度から10年度にかけて、年度ごとに、段階的に納付金、拠出金が増額の予定となっております。8年度が6,000億円、9年度、8,000億円、10年度、1兆円というような形で段階的に上げられる予定となっております。それから番号の3番、4番の概要になりますが、高校生世代以下の被保険者に対する均等割の軽減措置、こちらを記載させていただいております。高校生世代以下につきましては、軽減措置により子ども分の均等割が全額免除となります。

17ページをご覧ください。こちらは子ども分の保険税の課税のイメージ図です。図の(2)の米印の部分をご覧くださいと思います。子ども分の均等割について、高校生世代以下の被保険者は、今ご説明したとおり、軽減措置により免除されます。図の(3)において、(2)で免除した均等割相当部分の額につきましては、「18歳以上均等割」として、18歳以上の被保険者に子ども分の別立ての均等割として、課税されると

いう仕組となっております。

18ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらは、ども分の保険税の概説として見ていただきたいと思います。(1)で課税の有無について整理をしています。高校生世代以下の被保険者は、子ども分の均等割はかかりません。それから18歳以上の被保険者につきましては、子ども分として2種類の均等割がかかってくるような形となっております。18歳以上の被保険者につきましては、18歳未満の被保険者の免除される保険税分が上乗せされて、課税されるというようなことになってございます。

最後に19ページをご覧ください。こちらは今回の諮問内容になります。まず、1点目としまして、この部分の所得割及び均等割については、被保険者間の公平性の観点から、令和8年度の税率等は、東京都が示す市町村標準保険料率と同じ値にしたいと考えております。所得割は0.30%、均等割は1,813円、18歳以上に課せられる均等割は、119円です。また、翌年度以降の子ども分の税率につきましては、市町村標準保険料率、こちらと同じ値とさせていただきたいと考えてございます。それから2点目として、子ども分の課税限度額及び低所得者に対する均等割軽減判定所得の基準についてであります。いずれも令和8年度は、法定額と同額とする取扱いとしたいと考えてございます。また、翌年度以降も、同様に法令が改正され、法定額が変更になれば、その法定額と同額としたいと考えてございます。

続きまして、20ページをご覧ください。今後の運営協議会のスケジュールについて、確認をさせていただきたいと思いま

<p>尾崎会長</p>	<p>す。すでに事前に出欠の確認をさせていただいているところでございますが、次回の会議は1月30日金曜日を予定してございます。議題につきましては、本日諮問させていただいた答申案の審議であります。運営協議会で答申案が承認された際には、会長と職務代理者から、答申書を市長へ提出していただきたいと思っております。また、場所につきましては、以前、この場所、第1・第2会議室をアナウンスさせていただいたところですが、ここで衆議院選挙の可能性が出ておりました、最短で選挙が実施される場合は、この部屋が期日前投票で使用するため、使えなくなってしまいます。その関係で、奈良橋市民センターの集会所を押さえ、仮予約していますが、市役所内で引き続き会議ができる場所がないか検討しております。次回の開催までに場所の変更についてのアナウンス等をさせていただきますので、ご注意をいただけたらと思います。私からの説明は以上でございます。</p> <p>ご説明ありがとうございました。それでは、皆様方から、ご質問や意見をお伺いしたいと思いますので、挙手をお願いいたします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。よろしいと言いましても、短時間のこの説明で、ご理解いただけないと思いますので、持ち帰りいただきまして、後ほど何かご質問があれば、事務局を通して、ご連絡をお願いします。それではこのことにつきましては、一旦終了とさせていただきたいと思っております。また、時間が短くて申し訳ないのですが、諮問内容の質問は、23日頃までにいただきたく思います。そのあとで精査して、次の1月30日に間に</p>
-------------	---

<p>吾郷課長</p>	<p>合うように答申案の資料をお作りしたいと思いますので、よろしくお願いたします。それでは、この議題については、一旦、終了とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>次の議題にまいりたいと思います。「日程第2 東大和市国民健康保険税の税率等について（協議）」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>右上に「日程第2」と記載のある資料をお手元にご準備いただきたいと思います。それでは「日程第2 東大和市国民健康保険税の税率等について（協議）」、こちらをご説明させていただきます。</p> <p>令和8年度の基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）、それから介護納付金課税額（介護分）についてであります。まず（1）として、これらの医療分、支援金分、介護分の所得割、均等割についてですが、令和8年度は、令和7年度の税率等を据え置きとすることとしたいと考えております。国民健康保険は、国民健康保険事業の安定的な運営のために、一般会計からの赤字補填繰入を解消して、国保の財政健全化を図る必要がございますが、東大和市では、令和5年度に、赤字補填の繰入を解消してから、今現在に至るまで、赤字補填の繰入は発生していないので、引き続き、国民健康保険事業運営基金を活用して、令和8年度の税率等を前年度と同じ値で据え置くものとさせていただきますようお願いしております。</p> <p>続きまして、おめくりいただいて、2ページ目をご覧くださいと思います。（2）として、課税限度額及び低所得者に対する均等割軽減判定所得の基準についてであります。こちらは、令和8年度税制改正の大綱に基づいて、改正される法令に</p>
-------------	--

<p>尾崎会長</p>	<p>示されるその額と同額、法定額と同じ値といたします。また、令和9年度以降におきましても、この法定額が変更になった場合は、法定額と同じ額にする取扱いにしたいと考えております。まず、①の課税限度額につきまして、基礎課税額に係る課税限度額が、令和8年度に66万円から67万円に改正される予定となっております。それから②として、低所得者に対する均等割軽減判定所得の基準についてですが、軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額、こちらについて、5割軽減に対する対象世帯では、30万5千円から31万円に2割軽減に係る対象世帯では、56万円から57万円に、その基準額が改正される予定となっております。こちらの課税限度額については、法令の改正内容に合わせて課税限度額を法定限度額まで引き上げるということで、負担能力に応じた適正な賦課を行うことができます。また、低所得者に対する均等割軽減判定所得の基準額については、この金額を引き上げることで、低所得者に対する国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大に寄与できると考えます。令和8年度においては、こちらの課税限度額の変更は医療分のみで、均等割軽減判定所得の基準の変更は5割、2割軽減という形になっておりますが、翌年度以降に関しましても、医療分、支援金分、介護分の法定額に変更があれば、法定額と同じ値に合わせていきたいと考えてございます。以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。日程第2につきまして、ご意見を賜りたいと思います。何かご意見はございますか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ないようですので、「日程第2 東大和市国民健康保険税の</p>
-------------	--

<p>吾郷課長</p>	<p>税率等について（協議）」を終了とさせていただきます。</p> <p>続きまして「日程第3 令和7年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」でございます。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、「日程第3 令和7年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、ご報告申し上げます。右上に「日程第3」と記載があります資料をご覧ください。まず、全体の補正額であります。歳入歳出それぞれ1,316万2千円の増額となっております。今回、こちらの補正額につきましては、歳入歳出ともに職員人件費の改定による補正となっております。まず、歳出の1款総務費においてですが、右側の表にあります、一般職給料等の増額として、1,316万2千円の増額となっております。その費用の財源といたしまして、左側の歳入の、6款繰入金において、同額の増額をさせていただいているところでございます。この日程第3の第2号補正予算につきましては、令和7年11月に議会へ上程をいたしまして、承認をいただいているところでございます。簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>尾崎会長</p>	<p>どうもありがとうございました。それでは、このことにつきまして、ご質問を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。給料、人件費の改定があったということで、承知しました。それではよろしいでしょうか。</p> <p>（意見・質問なし）</p> <p>「日程第3 令和7年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を終了とさせていただきます。</p>

<p>吾郷課長</p>	<p>続きまして、「日程第4 その他」に入ります。事務局からよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、報告が2点ございます。まず1点目についてでございますが、先ほど会長からお話がありました、諮問の内容に対するご意見の連絡方法についてです。こちらにつきましては、本会議後、事務局から、意見聴取をするためのメールを委員の皆様にお送りします。このメールにご返信いただくような形で、ご回答をお願いしたいと思います。大変恐縮ですが、1月23日までに、事務局宛にご返信をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p> <p>それから2点目になりますが、次回の運営協議会の日程についてであります。1月30日金曜日、午後1時30分からとなっております。皆様に答申案の審議をしていただくことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。場所につきましては、流動的になりますので、またこちらからご連絡をさせていただきます。ご確認をよろしくお願ひいたします。以上でございます。</p>
<p>尾崎会長</p>	<p>どうもありがとうございました。皆様方からその他ございましたら、ご意見伺いたいと思ひます。いかがでしょうか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ないようですので、「日程第4 その他」について終了とさせていただきます。</p> <p>本日の議案は全てこれで終了いたしました。これをもちまして、令和7年度第3回東大和市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。</p>